

【会津美里町および福島県の住宅関係補助金概要】

種類	補助金名	対象者	対象となる事項	補助金額	加算要件	補助率	その他特記事項	問い合わせ先
住宅取得補助	住宅取得支援事業補助金	町内に 住宅(新築・中古)を取得する移住者	住宅の取得に要した経費	70万円 加算最大30万円 (最大100万円)	加算要件3つ ・基準日に40歳未満の者(夫婦の場合はいずれかが40歳未満) 10万円 ・世帯内の者が新たに町内事業所従事者 10万円 ・町内建築業者施工 10万円	2分の1以内	・中古住宅は 空き家バンク登録物件に限る (その他県の上乗せ補助の要件あり) ・3年継続居住	政策財政課 人口減少対策係 0242-55-1171
	若者定住住宅取得支援事業補助金	町内在住者で、 住宅(新築・中古)を取得する40歳未満の者(夫婦の場合はいずれかが40歳未満)	住宅の取得に要する設計費・建築費	70万円 加算最大10万円 (最大80万円)	町内建築事業者施工 10万円	2分の1以内	・中古住宅は 空き家バンク登録物件に限る ・10年継続居住	
	吹上台分譲住宅地購入補助金	1人以上の同居親族を有し、吹上台住宅団地分譲地を購入し 自ら居住するための住居を新築する者	分譲地購入に係る経費	100万円 加算最大80万円 (最大180万円)	・若年層世帯加算 50万円 ・子育て世代加算 最大30万円 10万円/子1人 (中学生以下、3人まで)	-	10年継続居住	
改修補助等	空き家改修補助金	空き家・空き地バンク(利用・物件)登録者(3等親内の者除く)	空き家の改修(水周りの改修、屋根外壁・内装等の改修、家財処分)	最大50万円	-	2分の1以内	・ 空き家バンク登録物件 で、対象工事費が50万円以上に限る ・ 契約締結した年度から1年以内の物件を対象とする	福島県 会津若松 建設事務所 0242-29-5461
	住んでふくしま空き家対策総合支援事業	①東日本大震災・原子力発電所事故の避難者・被災者 ②県外からの移住者 ③二地域居住者 ④県内の子育て世帯(18歳未満の子を養育する世帯) ⑤新婚世帯(婚姻から5年以内の39歳以下の世帯) ⑥既居住者(県内居住者)	空き家の改修に要する経費	180万円 加算最大70万円 (最大250万円) (基礎額) 改修費150万円 清掃費30万円	・空き家バンク登録住宅 20万円 ・誘導居住面積水準を満たす住宅 10万円/1人(最大5人)	2分の1以内 (清掃費は10分の10以内)	※ 要事前相談 対象者の要件や補助額について、必ず事前相談を行ってください。	
			空き家の除却に要する経費(対象者③、⑥は対象外)	最大80万円	-	2分の1以内		
			空き家の状況調査に要する経費	最大3.75万円	-	2分の1以内		
その他	県多世代同居・近居推進事業補助金	県内で 新たに多世代同居・近居 始める者	・近居・同居のための 住宅取得 (戸建・集合の新築又は中古) ・同居に必要な 現に居住 している住宅の 増改築又は改修	基本額30万円 加算最大+10万	・ 県外移住世帯 10万円	2分の1以内	・次年度までに近居・同居開始、3年間以上居住 ・近居:親子又は祖父母が住所変更を行い、各住宅敷地の最短直線距離が約2km以内 ・補助対象住宅:一定の延べ面積水準以上	福島県建設業協会本部 024-521-0244

※2023年度当初の内容です。補助事業の内容や要件等については変更になる場合があります。募集時期や要件等詳細は、事前に各お問い合わせ先へご確認ください。